

原規規発第2310253号
令和5年10月25日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に関する意見の聴取について

上記の件について、令和3年11月15日付け令03原機（安）007（令和5年7月11日付け令05原機（温H）003をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和4年4月25日付け令04原機（大安）027をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範へ代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請書〔H T T R（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和３年１１月１５日付け令０３原機（安）００７（令和５年７月１１日付け令０５原機（温H）００３をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和４年４月２５日付け令０４原機（大安）０２７をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範へ代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第２６条第１項の規定に基づき提出された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請書〔H T T R（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に対する法第２６条第４項において準用する法第２４条第１項第１号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。